

令和2年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年1月16日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 |
| 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 | 篠田 巧 |
| 瀧山 勝弘 | 田口 幸雄 | 山縣 正明 |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|----------|--------|
| 2番 宮崎 春夫 | 3番 俵 薫 |
|----------|--------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>改めまして明けましておめでとうございます。最初に挨拶をしておきたいと思います。年頭の互礼会の中での挨拶のでも言いましたが、非常に今年も気候が不安定で、鼠年だからいいと思ってかかったら大変な事になるんじゃないかというくらい、この分ていくと雪も降らない。水がかなり少なくなるのではないかというふうに思っております。それと今年改選の年でもあります。実は、1回目の募集が締め切られました。その結果について少し報告しておきます。農業委員さんにつきましては18名。今月末から、来月の末まで2次募集をかけます。1次募集で出てこられた方には、そのままストレートで多分大丈夫だというふうに思っております。只、次の委員さんは大変だなと思うのが、旧美祢市地区が9名、美東地区が2名、秋芳地区が7名という事で当然分かりますが、あと1名が美東から出られても3名でございます。ですので、他の地区から美東地区に入り変えるように、美東委員として入るようになるというふうに思っております。それと、推進委員につきましては25名の中現在11名で、あと11名足りません。推進委員はゆっくり7月の19日までに人数さえ集まれば、農業委員会が任命をしますのでいいんですけど、農業委員につきましては議会の関係がありますので、次の募集でどうかあと1名を確保できたらなと思います。委員のみなさんには、特に美東の委員のみなさんには出来たらあと1名は美東の方から出して頂けるように協力をしていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、只今より令和2年第1回総会を開会いたします。本日の委員は18名中、16名の出席でございます。定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員は、2番 宮崎委員、3番 俵委員、俵委員につきましては、どうも病気で今から手術等の治療が伴うようで、もうしばらくは欠席が続くんではというふうに思っております。また、状況等について分かりましたら皆様の方にはご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしようと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。8番、石田委員。18番、桑原委員。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	1件朗読。

	<p>申請地は、●●●●●から北へ3.4 kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する団体職員の方です。鳥獣被害がひどく耕作が困難なため、クヌギ1450本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番、井町です。1月9日、会長、事務局2人、安富委員さんと現地を見ました。ページ1の現地は、今、事務局が言いましたように、●●から●●、●●●●●がありますが、その手前の●●地区でございます。目印は●●●●●の水源地があります。その川を隔てまして、山側の場所でございます。既に農振の除外もされておりますし問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
3番(推進委員)	<p>鮎川ですが、当日、時間を間違えておりました大変関係者の方にはご迷惑をおかけいたしお詫び申し上げます。後日、事務局の方にお詫びを兼ねて現地に行き確認したところ、現地は問題はないという結論に至っているという事を確認させていただきました。地図で見てもらうように右は山、左は川に挟まれた未整備地のまとまった土地ではありますが、獣害被害等が非常に激しくて耕作が難しいという事で、本人もこういう状況で話は確認しましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北へ1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住する会社員の方です。住宅を購入するにあたり駐車場がないため、申請地を取得し駐車場4台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から南西へ3.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する会社員の方です。子供の成長により駐車場が手狭となったため、申請地を取得し駐車場4台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番の安富です。5条の転用ですが、場所は地図を見ていただくと分かるんですが、●●●●●の道路を挟んで西側になります。前に1軒家があるんですが、その後ろですぐの所です。この図面にもありますように、この家が宅地が既に家が廃屋にどうか、空き家になっております。それを含めて、所有権が変わるんだろうと思うんですが、前の畑を駐車場にするという事で特に問題はないというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>2番目。</p>
12番	<p>12番の井町です。2番目でございますが、●●地区でございます。●●の一番底の所でございます。4ページにもありますが、●●さんの宅地のすぐ側の畑でございます。問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
22番(推進委員)	<p>1番の件について地元委員の山縣です。今、安富委員さんが言われた通り別段問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2番。</p>

9 番(推進委員)	推進委員の篠田でございます。先程説明がございましたが、元畑という事になっておりますが、実状は藪までは言えませんが、大分荒れておりました、そこを整地して駐車場にしようという事で環境面からしても、良い事ではないかと思っております。別に問題はないものと思っております。以上です。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思っております。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。それでは続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は、●●●●●から南へ 2. 9 km の位置にある農用地区域内農地です。アパートの横に自転車置き場を設置するための除外申請です。 以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。
1 2 番	1 2 番の井町です。6 ページでございますが、●●の●●●の真ん前でございます。もう既に、田と言いましても畑みたいな状況でございます、何ら問題はないと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
1 0 番(推進委員)	地元推進委員の瀧山です。只今、井町農業委員さんがおっしゃられた通りで相違ございません。問題ないと思っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声） それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして、原案の通り当番委員の報告による議事結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は議事結果を附して市長の方に送付いたします。 それでは議事順位第4 報告第1号 空き家に付随する農地の指定についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>空き家に付随する農地の区域指定について申請が1件ありましたので報告します。議案書の8ページをご覧ください。 この度、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地2筆について申請がありました。場所は●●●●●です。この農地につきましては、1月9日に現地調査しており、11ページの第4条の適用条件を満たしておりますので9ページの通り公示する事を報告します。以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関して当番委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番の安富です。これ後で現況調査が出てきます。●●●さんに多いんですが、実はこれ空き家が田んぼの縁と言いますか、道の縁にあります。場所は、●●の方から●●●●の方に出まして右折しまして500mくらい行った辺りに温湯という地域なんですが、●●●●さんという川の縁に洗濯屋さんがあります。それすぐ反対側、道路のすぐ側であります。後で言いましたように、空き家もどうかしたいと言いますか、もう50年くらいと言われたと思うんですが、もう空き家になっている状態で出来れば今の内に処分ができればというふうな思いがおありのようです。その家の後ろ側にこの田んぼがありまして、ずっと耕作をしたような形跡はないような状況であります。これがセットという事だろうというふうに思うんですが、そういうふうな状況で特に問題はないというふうに思いました。以上でございます。足りない所があれば会長の方から。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地の地図につきましては15ページに付いております。15ページ的位置図の方の申請地と書いてある枠の所が大きい方の土地で、そして右側の分間図の方の黒く囲ってありまして、その左上側になります。鉤になった長細い土地があり</p>

	<p>ます。これが小さい方の土地でございます。場所的にはこんな感じでくっついております。ちょっと分間が切れているのは多分字名が違うのではないかなと。間に水路が通っております。その関係で分間が切れております。</p>
議長	<p>地元委員さんより何か補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
10番(推進委員)	<p>地元委員の瀧山ですが、只今の安富農業委員さん、また山本会長さんがおっしゃられた事に相違ありません。別に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします</p>
議長	<p>只今の報告につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)特に発言も無いようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 畑地造成事前報告についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から北東に3.3kmの位置にある田です。農業用水の不足で水田耕作が不可能なため造成するものです。造成が終わったら栗を植えられる予定です。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
15番	<p>15番、安富です。●●●●●と言いますか、●●に行く道の●●●●●のバス停がありましてというか●●●●●の駅の前と言った方が分かりやすいですね。交差点は左折しましてすぐ、地図を見ても分かりますが●●●があります。渡ったらすぐの所で、●●●●●と川の間で2箇所ありまして、上側の方が地図で見ていただくと2筆に黒く塗ってある上の方です。下の大きい方の地図です。言われた通り、ポンプアップだろうと思うんですが、水路は一応整備されておるんですが、そういうふうな状況で畑地にしたいという事で、周りが既に栗がかなり植えてあつたりします。そういうふうな関係で他にこれを果樹にして迷惑がかかるという感じなわけではなかったと思っております。以上でございます。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いします。
6 番(推進委員)	推進委員の大石です。今安富委員が申されました通り、特に私の方から報告するような内容はございません。よろしくお願いいたします。
議長	只今の報告案件につきまして、委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。
1 1 番	この案件は私の担当地域でございまして、事前にどういう対処をしたらいいかという相談を受けました。「農業委員会に行ってこういう手続きをしてください」という事で私の方は現地を確認し、意見書を書かせていただきました。今、説明がありましたように周りに与える影響は全くございませんので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）発言はありましたが、問題になるような発言ではございませんでしたので、報告第2号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第6 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを議題といたします。番号1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は、●●●●●から北西に4.6kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。 2件目。申請地は、●●●●●から北西に4.4kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。 以上、報告します。
議長	それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
1 5 番	安富です。携帯の基地局なんですが、単純に今の所は先程説明しました所だったと思うんですが、●●●●●のバス停の所の交差点を右折になります。入って行くと●●という所に入ります。●●の集会所が道路の縁すぐにあります、その縁に該当する田があります。只、これが特に問題はないんですが、既にこの田がコンクリートが張ってあって、小屋と言いますか物置のような物が既に建っております。そのコンクリートが張ってある隣くらいに出力のアンテナを建てるというふうになっているようでございます。それ

	<p>ここに書いてありますように、基地局とここに入る管理道が必要だという事でこのような申請になっておるといふふうに思います。以上で特に問題があるわけではないですが、コンクリートが先に張ってありましたよというような事で如何なものかとは思いますが、そのような状況であります。以上です。</p>
議長	2 番目。
1 2 番	1 2 番の井町です。現地はページ 1 2 ページ、●●●●●の●●●●●の一番はずれで●●●●●に一番近い所でございます。県道の真縁という事ですが、もう既に田という事ですけども荒れております。問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。今、井町さんが説明された箇所については、現況証明でも問題ないかなと、もう 30 年、40 年制の雑木が生えているような所でございます。実際には、多分と思うんですが、この道路を作る時に余った土砂でそこを造成したのではないかとと思われる所でございます。別段問題はないと思います。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
6 番(推進委員)	推進委員の大石です。1 番目ですけども、先程説明がありました通り特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。この地区は、空き家ばかりで半分は空き家になっている。3 軒で今は 5、6 町くらいを作っているらしいんですね。田んぼを。今回の該当する所は集会所があってその横にはボーリングされて隣に建てるという計画みたいです。したがって、まだ集会所として使わないといけないのでボーリングを潰さないようにという依頼はありました。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。2 番目。
1 1 番(推進委員)	赤郷の推進委員の田口です。井町委員さんと会長さんが言われた通り問題ないと思います。丁度ここは電波が切れる所で助かると思います。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。只今ありました報告第 3 号につきまして何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは特に発言ないようでございますので、以上をもちまして報告第 3 号を終わらせていただきます。それでは、議事順位第 7 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>譲受人、●●●●●●、●●●●●●さんと譲渡人、●●●●●●、●●●●●●さんの間で平成22年8月10日総会において許可を受けた農地法第3条の許可後、譲受人が申請地を耕作不要となりこれから譲渡人が耕作するため、許可処分の取消願が提出されたものです。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さん何か分かれば、補足説明をお願いいたします。</p>
13番	<p>13番、武藤です。こちらは、譲受人さんと譲渡人さんの感情的なトラブルが発生しまして、返せの、返さないのありまして、一応納得されて印鑑を付かれて書類を出されたという事です。そんな感じです。</p>
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは報告第4号は終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第8 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から7までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7件朗読。</p> <p>1件目。高齢のため耕作管理が困難なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目。話し合いの結果折り合いがつかなかったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>3件目～7件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番目がまだ決まっていないようでございます。担当地域の農業委員さん、推進委員さんちょっと連絡をとってどうかよろしくをお願いいたします。農業委員さん、石田委員さん如何でしょうか。</p>
8番	<p>調べて対応いたします。</p>
議長	<p>山縣委員もよろしくをお願いいたします。</p>

事務局	<p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）では特に発言も無いようでございますので、報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第9 報告第6号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請が2筆。昭和54年頃に家屋、農業用倉庫を建築し現在に至ります。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番の安富です。先程申し上げました通り、●●●の●●であります。先程申し上げましたように、この家は写真の16の家のここまだ使えそうな感じがするんですが、この家が田んぼのまま建築をされていて●●●さんはよくあるんですが、そのような状況であります。裏には先程言いました田んぼが2枚ありまして、それと合わせてという事で売れば売りたいというふうなご希望のようでございます。特に他に申し上げるような事はございません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
10番(推進委員)	<p>担当の瀧山ですが、今、安富農業委員さんが申された通りです。もう50年以上建っておりまして、昔から。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。合併当初は●●●はたくさんこういうのがありました。最近かなり解消してきております。●●●は建築確認が無かったんです。その為に、大工さんに「ここに家を建ててくれ」と言えば建っていましたので、その関係で農地だろうがどこだろうが好きな所に家が建っていたという事で、合併当初はこういった現況証明がたくさん出たのでかなり解消されてきております。そういう中での久々の現況証明でございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは特に発言も無いようでございますので、以上で報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第10 報告第7号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の説明、並びに朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p>

議長	<p>今回2件。農事組合法人 ●●●●●、農事組合法人 ●●から報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。只今の報告につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、報告第7号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きましてその他の方に入りたいと思います。農業相談日は予約はなかった為相談を行っておりません。報告はございません。以上で審議は全て終わりましたが、委員のみなさんより何か発言等ありましたらお願いいたします。無いようございましたら、事務局より今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議という表題の付いた公文書があると思います。これは昨年10月に美祢市長において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の容疑により逮捕され、他に不祥事等ありましたので綱紀肅正の通知があったという事で、その代表者会議において申し合わせをされたという内容の文書でございます。まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員さんは身分としては特別職の公務員であるため、また、法令巡視をお願いしたいという事で全国農業委員会また山口県農業委員会を通じまして、美祢市農業委員会に総会の場で注意喚起をしてくださいというものでございます。内容につきましては、また読んでいただけたらと思います。</p> <p>続きまして、今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会は2月14日金曜日でございます。農業相談は、2月10日月曜日、この度は2月11日火曜日が祝日であるため、1日前の月曜日としています。美祢地区は安部委員さん、美東地区は桑原委員さん、秋芳地区は伊藤委員さんでございます。現地調査につきましては2月7日金曜日、伊藤委員さん、萬代委員さんをお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは第1回総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後 2 時 5 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

